

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 建築住宅課

| | | | | | | | | |
|------|---|------|-------|------|-----------------|--------|------|-----------|
| 法令名 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 | | | 法令番号 | 平成 20 年法律第 87 号 | | | |
| 手続名 | 容積率に関する特例の許可 | | | 根拠条項 | 第 18 条 | | | |
| 審査基準 | <p>第十八条 その敷地面積が政令で定める規模以上である住宅のうち、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅であつて、建築基準法第二条第三十五号に規定する特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）、容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下この項において同じ。）及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものの容積率は、その許可の範囲内において、同法第五十二条第一項から第九項まで又は第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとすることができる。</p> <p>2 建築基準法第四十四条第二項、第九十二条の二、第九十三条第一項及び第二項、第九十四条並びに第九十五条の規定は、前項の規定による許可について準用する。</p> | | | | | | | |
| | <p>○国交省通知に準ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 18 条の規定の運用について（技術的助言）（令和 3 年 10 月 20 日国住街第 157 号） <p>※建築審査会の同意が必要</p> | | | | | | | |
| 受付機関 | 土木事務所 | 処理機関 | 建築住宅課 | 交付機関 | 土木事務所 | 標準処理期間 | 90 日 | 目次 No. |
| | | | | | | 標準経由期間 | 日 | |